

奈 政 行 第 1 1 号

平 成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

奈良市監査委員 東 口 喜 代 一 様
同 中 本 勝 様
同 八 尾 俊 宏 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

25. 総合福祉センター

(6) 監査の結果及び意見

・みどりの家はり・きゆう治療所の支出について

(障がい福祉課)

【監査結果】

みどりの家はり・きゆう治療所は、障がい者専用の治療所であり、治療費は無料である。平成24年度は延べ3,999人が利用している。

平成24年度の当該治療所運営に係る市の支出は以下のとおりである。

(表省略)

上記支出のうち、人件費は総合福祉センターの指定管理料に含まれている。しかし、はり・きゆう治療所は直営であり、指定管理業務の範囲外である。直営であれば、通常は鍼灸師等に治療行為を業務委託し、委託料も「単価×回数」等で計算されるどころ、指定管理料に含めていることにより3名分の人件費を全額市が負担することになる。はり・きゆう治療所の人件費を指定管理料から充当するのは不適切であるため改められたい。

【措置の内容】

平成28年7月1日から業務委託により治療所の運営を行って、指定管理業務と委託業務を明確に区別することにより、はり・きゆう治療所の人件費を指定管理料から充当することはなくなりました。